

富山県情報公開審査会答申概要（答申第25号）

- 件 名 第44回富山県情報公開審査会が平成19年3月に開催されない理由等が分かる文書に係る非開示決定処分（不存在）に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成19年3月16日
- 実施機関の決定日 平成19年3月29日
- 実施機関（担当課） 知事（文書学術課）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 請求に係る公文書を保有していないため
- 異議申立て年月日 平成19年4月2日
- 異議申立ての内容 本件処分を取り消し、請求に係る公文書の開示を求める。
- 諮問年月日 平成19年4月25日
- 答申年月日 平成21年3月30日
- 審査会の判断

<結論>

実施機関が、第44回富山県情報公開審査会（以下「第44回審査会」という。）が平成19年3月に開催されない理由や経緯が分かる文書について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

<理由>

1 本件公文書について

本件公文書は、第44回審査会が平成19年3月に開催されない理由や経緯が記載された文書であり、実施機関は本件公文書を作成していないことから、保有していないとして、本件処分（非開示決定）を行った。

これに対し異議申立人は、本件公文書が存在しないはずはなく、開示されるべきであると主張するので、以下、本件公文書の存否について検討する。

2 本件公文書の存否について

異議申立人は、条例第19条の規定による審査会への諮問件数が増加しており、その審査が滞っているにもかかわらず、第44回審査会が平成19年3月に開催されない理由や経緯を記録した文書が存在しないはずはない旨主張する。

他方、実施機関は、第44回審査会の日程については、第43回富山県情報公開審査会（以下「第43回審査会」という。）において口頭により各委員及び事務局と調整を行い、第43回審査会の会議録には日程調整に係る記載はない旨説明する。

このような実施機関の説明は、附属機関における会議の日程調整の実情にかんがみて、特段、不自然、不合理な点はなく、また、実施機関において、第44回審査会が平成19年3月に開催されない理由及び経緯を記録した文書が存在することをうかがわせる事実も認められない。さらに、審査会において第43回審査会の会議録を確認したところ、実施機関の主張のとおり、第44回審査会の日程調整に係る記載がないものと認められた。

したがって、実施機関において本件公文書を保有していないとする実施機関の説明は、これを是認することができる。